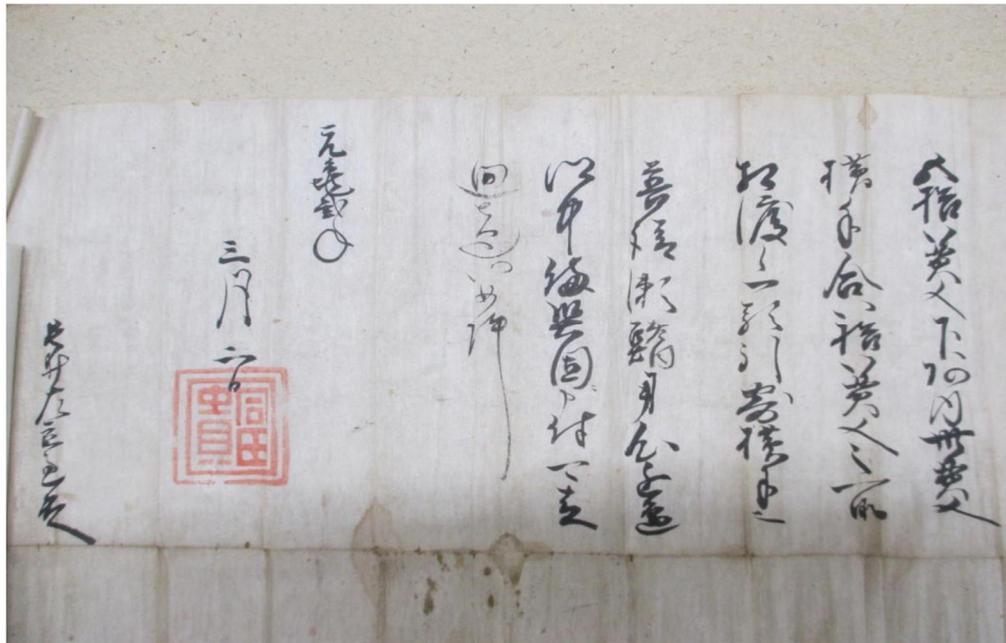


群馬県立文書館 教材活用史料詳細カード 7

請求番号	P0007	文書番号	5	年代	元亀2年(1571)
史料名	北條高広朱印状				
形態	縦1通	複製	あり	なし	(デジタル画像)
備考	寄贈の古文書(永井明家文書)、『ぐんまの古文書 続編』に掲載				
史料概要	<p>元亀2年(1571)3月、厩橋城主北條高広が、利根川の渡河点で交通の要衝であった横手(現前橋市横手町)の防備を固めるため、白井領の地侍長井氏に財源となる所領を与える(下阿内で58貫文、横手で30貫文、合せて88貫文)代わりに、横手に要塞を構築させ、利根川端と周辺の村々の警固を命じた文書である。永禄3年(1560)上杉謙信(長尾景虎)の関東進出以後、北條高広は謙信から厩橋城将に任命されたが、永禄9年には上杉氏から離れ後北条氏に属している。</p> <p>この自立を機に、富貴の朱印を用いたと考えられている(栗原修「厩橋城将北条氏の研究」『ぐんま史料研究』第7号、1996年)。なお同12年に越相同盟が後北条氏と上杉氏との間に結ばれると、北條氏は上杉氏に帰参している。元亀2年には越相同盟が決裂し、後北条氏と武田氏は同盟を結んだ。このため北條氏の厩橋領は、武田氏・後北条氏との最前線となり緊張が高まったため、この文書が出されたと考えられる。</p>				
指導要領(内容)との関連	<p><高日探> B-(2)-ア-ア(ア) 中世の特色を示す適切な歴史資料を基に、資料から歴史に関わる情報を収集し、読み取る技能を身に付けること。</p>				
活 用 例					
活用単元	戦国大名の領国支配				
活用場面	<ul style="list-style-type: none"> 分国法や家臣団の支配を学習する場面で活用。 				
活用方法	<ul style="list-style-type: none"> 釈文や読み下し文、用語解説を活用し、長井左京亮が北條高広から何を与えられたのか、何を命じられたのかについて、史料をもとに読み取る。読み取ったことを整理するなどして、北條高広が長井氏に土地を与え、代わりに要塞を構築させて周辺の村々の警固を命じる軍役を課していることに気づけるようにするとよいと考える。 戦国大名(国衆)は、土地を銭の額に換算する貫高制を採用し、年貢や軍役の賦課基準としていたことにも、考えを広げることができる。と考える。 				
予想される生徒児童の反応など	<ul style="list-style-type: none"> 史料から具体的な地所名や金額、軍役を確認していくことで、戦国大名の軍事力の整備(家臣などに土地を与える代わりにその貫高に応じた軍役を課す)の実態に、より深く迫っていくことができるであろう。 				

北條高広朱印状 (P0007 5) 元龜2年



【釈文】

五拾八貫文下阿内、卅貫文

横手合八拾八貫文之所

相渡候、一類引寄横手可二

普請一、瀬鰭用心、近邊

郷中備堅固ニ申付、可ニ走

廻ニ者也、仍如レ件、

元龜貳年

三月二日 朱印(富貴)

長井左京亮殿

【読み下し文】

五拾八貫文下阿内、卅貫文横手、合せて八拾八貫文の所相渡し候、一類を引き寄せ横手を普請すべし、瀬鰭の用心、近邊郷中の備を堅固に申し付け、走り廻るべきものなり、仍つて件の如し、

元龜貳年

三月二日 朱印(富貴)

長井左京亮殿

【用語】

【貫…かん】 銭を数える単位。一文銭一〇〇〇枚を一貫とする。中世では土地や所領の規模、負担能力などの表示に用いられた単位。土地・所領の貫高(かんだか)は、年貢や軍役の賦課基準となった。

【下阿内…しもあうち】 前橋市亀里町。 【横手…よこて】 前橋市横手町。利根川渡河点。

【一類…いちるい】 親族、一族、一門。 【引寄…ひきよせ】 引いて近づける。

【普請…ふしん】 道や橋などの土木工事。ここでは要塞を構築すること。

【瀬鰭…せはた】 川端や、浅瀬のはしという意味か。 【近邊…きんぺん】 近所。付近。

【郷中…ごうちゅう】 郷の範囲内。 【備…そなえ】 警固の態勢。

【堅固…けんこ】 防備などがしっかりしていて、攻撃されても容易に破られないこと。

【走廻…はしりまわる】 あちこち奔走する。奔走して精勤する。

【富貴の朱印】 厩橋城主北條高広(生没年不詳)が使用した朱印